

小田原市建築基準条例等及び同解説



小田原市都市部建築指導課

平成30年9月改訂版

はじめに

建築基準法では、地方公共団体がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模により、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができます。

この解説は、こうした規定に基づき定められた「小田原市建築基準条例」についての運用、解説を取りまとめています。



目次

小田原市建築基準条例の解説

第1章 総則	1
第2章 災害危険区域等における建築物	4
第3章 大規模建築物等の敷地	23
第3章の2 周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える 建築物の容積率の算定に係る地盤面の設定及び階数の制限	28
第4章 日影による中高層の建築物の高さの制限	32
第5章 特殊建築物	
第1節 特殊建築物の敷地	33
第2節 学校	36
第3節 共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等及び長屋	41
第4節 ホテル及び旅館	56
第5節 大規模店舗及びマーケット	60
第6節 興行場等	69
第7節 公衆浴場	98
第8節 自動車車庫及び自動車修理工場	99
第6章 昇降機	111
第7章 雑則	114
第8章 罰則	122
小田原市建築確認等取扱規則の解説	
長屋の構造等の基準	124
建蔽率の緩和	128

小田原市建築基準条例等及び同解説

平成24年3月改訂

平成28年3月改訂

平成29年3月改訂

平成30年9月改訂

編集 小田原市建築指導課

小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465-33-1435
